

# 兵庫県公報

令和5年12月28日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課） .....	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎財務規則の一部を改正する規則（規則第41号）

契約事務等をオンライン化するため、電子ファイルへの電子署名、タイムスタンプの付与等をオンラインで行うことができる電子署名サービスを導入することに伴い、契約書には当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含むものとする等、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第41号

#### 財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第84条第2項第7号中「又は物品」を「若しくは物品」に改める。

第98条第1項中「契約書」の右に「(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「、議会の議決に」を「議会の議決に」に改める。

第99条第2項中「(様式第44号)」の右に「(当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

第100条第2項中「銀行、」を「銀行、」に、「金融機関又は」を「金融機関、」に改める。

第103条第4項本文中「書面」の右に「(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。